

桶川市建設工事成績評定要領

(平成元年 7 月 1 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、1 件の請負代金額が 5 0 0 万円を超える請負工事とする。ただし、単価請負契約工事又は市長が必要としないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、対象工事の施工状況、目的物の品質等を評価することにより行うものとする。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 桶川市工事等検査員設置規程（昭和 4 7 年桶川市規程第 8 号）第 2 条に規定する工事検査員（以下「検査員」という。）
- (2) 対象工事を所管する課長が、当該対象工事を公平、公正に評価し得る者として、所属の職員のうちから指定する工事成績評定員（以下「評定員」という。）
- (3) 桶川市契約規則（昭和 3 9 年桶川市規則第 8 号）第 1 8 条第 1 項に規定する監督職員（以下「監督員」という。）

(評定の方法)

第 5 条 評定は、対象工事及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う

ものとする。

- 2 対象工事における監督員又は検査員が2人以上いる場合は、それらの者が協議し評定を行うものとする。
- 3 評定は、埼玉県が定める考査項目別運用表に準じて行うものとし、評定の結果は、別表第1及び別表第2に記録するものとする。
- 4 建築工事、電気設備工事又は機械設備工事が2工種以上複合している対象工事については、当該対象工事における監督員及び検査員がそれぞれの工種ごとに評価し、工事費内訳による加重平均等の方法によって評定できるものとする。
- 5 受注者は、対象工事における特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況について、様式第1号の工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況により完成届と同時に又はそれ以前に報告することができる。
- 6 監督員及び評定員は、前項の報告があったときは、その内容について、互いに協議して評定に適切に反映させるものとする。
- 7 総合評価方式を活用した対象工事における技術資料の履行確認については、評定員が評定を行うものとする。

(評定の時期及び報告)

第6条 評定者のうち、監督員及び評定員は対象工事の完成の際に、検査員は対象工事の中間検査及び完成検査実施の際に、それぞれ評定を行うものとする。

(成績の報告)

第7条 評定者は、対象工事が完成したときは、様式第2号の工事成績評定表により評定し、検査長に報告するものとする。

- 2 検査長は前項の報告があったときは、市長へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条第1項の評定の結果を様式第3号の工事成績評定結果について（通知）により受注者に対して通知するものとする。

(説明請求)

第9条 前条の通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果の内容について説明を請求することができる。この場合において、当該受注者は、様式第4号の工事成績評定結果に関する説明請求について（照会）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、受注者に対して様式第5号の工事成績評定結果に関する説明請求について（回答）により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 評定の結果の公表（以下「公表」という。）は、様式第6号の工事成績評定等結果表により行うものとする。

2 公表の方法は、自由閲覧方式とし、市情報公開コーナー及び市ホームページにおいて行うものとする。

3 公表の時期は、毎年度、当該年度に実施した完成検査及び成績評定について結果を取りまとめ、当該年度終了後、速やかに行うものとする。

4 公表の期間は、完成検査を実施した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

附 則

この要領は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成6年5月24日市長決裁）

この要領は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成20年6月30日市長決裁）

この要領は、平成20年度工事から適用する。

附 則（令和元年5月28日市長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 1 4 日市長決裁）

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の桶川市建設工事成績評定要領の規定は、令和 7 年度に発注する対象工事について適用し、令和 6 年度以前に発注した工事については、なお従前の例による。
- 3 桶川市建設工事成績評定試行要領（令和 5 年 1 月 1 6 日市長決裁）は、廃止する。

別表第1（第5条関係）

工事成績採点表

工 事 名														請負代金額		円		発注課所名																	
工事場所														工期		年 月 日 から				完成年月日		年 月 日													
受注者名																年 月 日 まで				検査年月日		年 月 日													
考査項目		監督員職氏名					評定員職氏名						検査員（中間）職氏名						検査員（中間）職氏名						検査員（完成）職氏名										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0	- 5.0	-10.0																													
	II. 配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0	- 5.0	-10.0																													
2. 施工状況	I. 施工管理	+ 4.0	+ 2.0	0	- 5.0	-10.0								+ 5.0		+ 2.5		0	- 7.5	-15.0	+ 5.0		+ 2.5		0	- 7.5	-15.0	+ 5.0		+ 2.5		0	- 7.5	-15.0	
	II. 工程管理	+ 4.0	+ 2.0	0	- 5.0	-10.0	+ 2.0	-	+ 1.0	-	0	- 7.5	-15.0																						
	III. 安全対策	+ 5.0	+ 2.5	0	- 5.0	-10.0	+ 3.0	-	+ 1.5	-	0	- 7.5	-15.0																						
	IV. 対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0	- 2.5	- 5.0																													
3. 出来形及び出来栄	I. 出来形	+ 4.0	+ 2.0	0	- 2.5	- 5.0								+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	-10.0	-20.0	
	II. 品 質	+ 5.0	+ 2.5	0	- 2.5	- 5.0								+15.0	+12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	-12.5	-25.0	
	III. 出来栄													+ 5.0		+ 2.5		0	- 5.0		+ 5.0		+ 2.5		0	- 5.0		+ 5.0		+ 2.5		0	- 5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ (20.0 ～ 0)																												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ (7.0 ～ 0)																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0																								
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点						点						点						点										
評定点（65点±加減点合計） ※1		① 点					② 点						③ 点						③ 点						④ 点										
評 定 点 計		中間検査があった場合： （ ① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.2 + ④ 点×0.2 ） = 点																																	
		※但し、③は中間検査が2回以上の場合は平均値（少数第三位を四捨五入して表示している。）																																	
		中間検査がなかった場合： （ ① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ④ 点×0.4 ） = 点																																	
7. 法令遵守等	※7						一 点																												
総合評価	履行確認 ※8						履行・不履行・対象外																												
評定点合計 ※9		点 （評定点計 － 7.法令遵守等）																																	
所 見 ※5		（監督員）												（評定員）										（検査員）											

- ※1 65点 + 1. ～ 3. の評定（加減点合計） + 4. ～ 6. の評定（加点点合計） = 評定点
各評定点（①～④）は小数第二位を四捨五入して表示している。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 4. 、5. 、6. は加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。
- ※5 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※6 各考査項目ごとの採点は、埼玉県考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、評定員が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、評定員が行う。
- ※8 総合評価については、技術資料の内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
- ※9 評定点合計は、小数第一位を四捨五入して整数としている。

別表第2（第5条関係）

細目別評定点採点表

項 目	細 別	①監督員	②評定員	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来栄	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来栄			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点				点	
(総合評価)	履行確認		履行・不履行・対象外					
評定点合計							100点	

※ 中間検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点（中間検査が2回以上の場合は③を平均する）

中間検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。なお、端数処理の都合上、百分率の合計が100%にならない場合がある。

※ 総合評価については、技術資料の内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
受 注 者	
実 施 状 況	

様式第2号（第7条関係）

工事成績評定表

年 月 日

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	金		円
工 期	年 月 日 から	年 月 日	まで
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		
受 注 者			
現 場 代 理 人			
監 督 員			
評 定 員			
検 査 員			
① 監督員評定点			点
② 評定員評定点			点
③ 検査員評定点			点
④ 法令遵守等	(減点のみ)	—	点
(総合評価)	(④の内、不履行減点	—	点)
⑤ 評定点合計			点

注1) 評定点合計⑤ = (①×0.4+②×0.2+③×0.4) - ④

2) 監督員、評定員、検査員の評定点は小数第1位までとする。

3) ④法令遵守等、(総合評価)は、評定員が記入する。

4) ⑤評定点合計は、四捨五入により整数とする。

第 号
年 月 日

様

桶川市長

印

工事成績評定結果について（通知）

次の工事についての成績評定結果を通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点
	II. 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点
	II. 工程管理	/ 8. 1点
	III. 安全対策	/ 8. 8点
	IV. 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形及び出来栄	I. 出来形	/ 14. 9点
	II. 品質	/ 17. 4点
	III. 出来栄	/ 8. 5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
(総合評価)	(7の内、不履行減点)	(— 点)
評定点合計		/ 100 点

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

桶 川 市 長

受注者

印

工事成績評価結果に関する説明請求について（照会）

次の工事の成績評価結果の内容について、疑問があるので説明を請求します。

工事名	
工事場所	
評価に疑問のある項目	
説明を請求する理由	

第 号
年 月 日

様

桶川市長



工事成績評定結果に関する説明請求について（回答）

年 月 日付けで貴社から説明の請求を受けました工事成績評定結果の内容について次のとおり回答いたします。

工 事 名	
工 事 場 所	
疑問に対する 回 答	

様式第6号(第10条関係)

工事成績評定等結果表

[illegible]